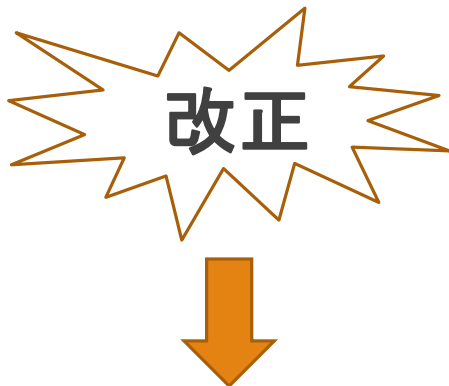


地域計画について

「地域計画」の策定が法定化

令和5年4月1日

農業経営基盤強化促進法



改正

市町村は、令和6年度末（令和7年3月31日）までに**地域計画**を
策定しなければならない

「人・農地プラン」から「地域計画」へ

H24～ 国が推進

鎌倉市ではH28に策定

人・農地プラン

- ①地域農業の在り方
- ②地域の中心経営体*

* 地域内の農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者

R5～ 法定化

地域計画

- ①地域農業の在り方
- ②**目標地図**

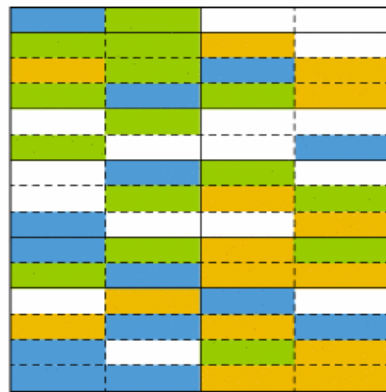
ねらい

農地が利用されやすくなるよう、**農地の集約化**を加速化させること

農地の集約化とは？

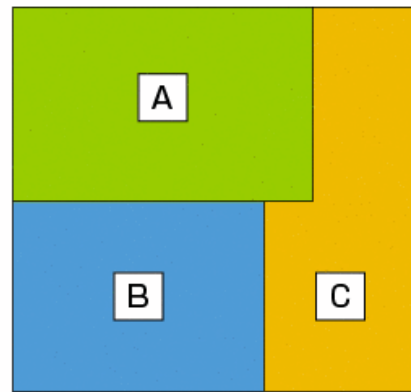
農地の集約（イメージ）

地域内の分散・錯綜した農地利用
＜1枚の圃場 30a 区画＞



	A 農業法人	20ha
	B 大規模家族経営	20ha
	C 企業	20ha
	D その他の小規模家族経営 (20経営体)	20ha

担い手ごとに集約化した農地利用
＜1枚の圃場 1ha 区画＞



A 農業法人	30ha(+10ha)
B 大規模家族経営	25ha(+5ha)
C 企業	25ha(+5ha)

(農林水産省作成資料)

メリット

農地の効率的な利用ができる

農作業の負担が軽減される



実現するためには・・・

地域農業者の協議が必要

地域関係者の協議

将来、地域の農地を

誰が？

どんな作物で？

どこの農地を？

どうまとめしていく？

＜幅広い関係者の例＞

- ・認定農業者等の担い手
- ・農地所有者の代表者
- ・若年者や女性
- ・新規就農者
- ・農業法人



地域計画とは

地域農業を維持するために

地域みんなで作り上げていく

将来の目標

まずは10年後



地域計画の対象

農業経営基盤強化促進法
市街化調整区域の農地を対象とすること

令和6年度末(策定の法定期限)

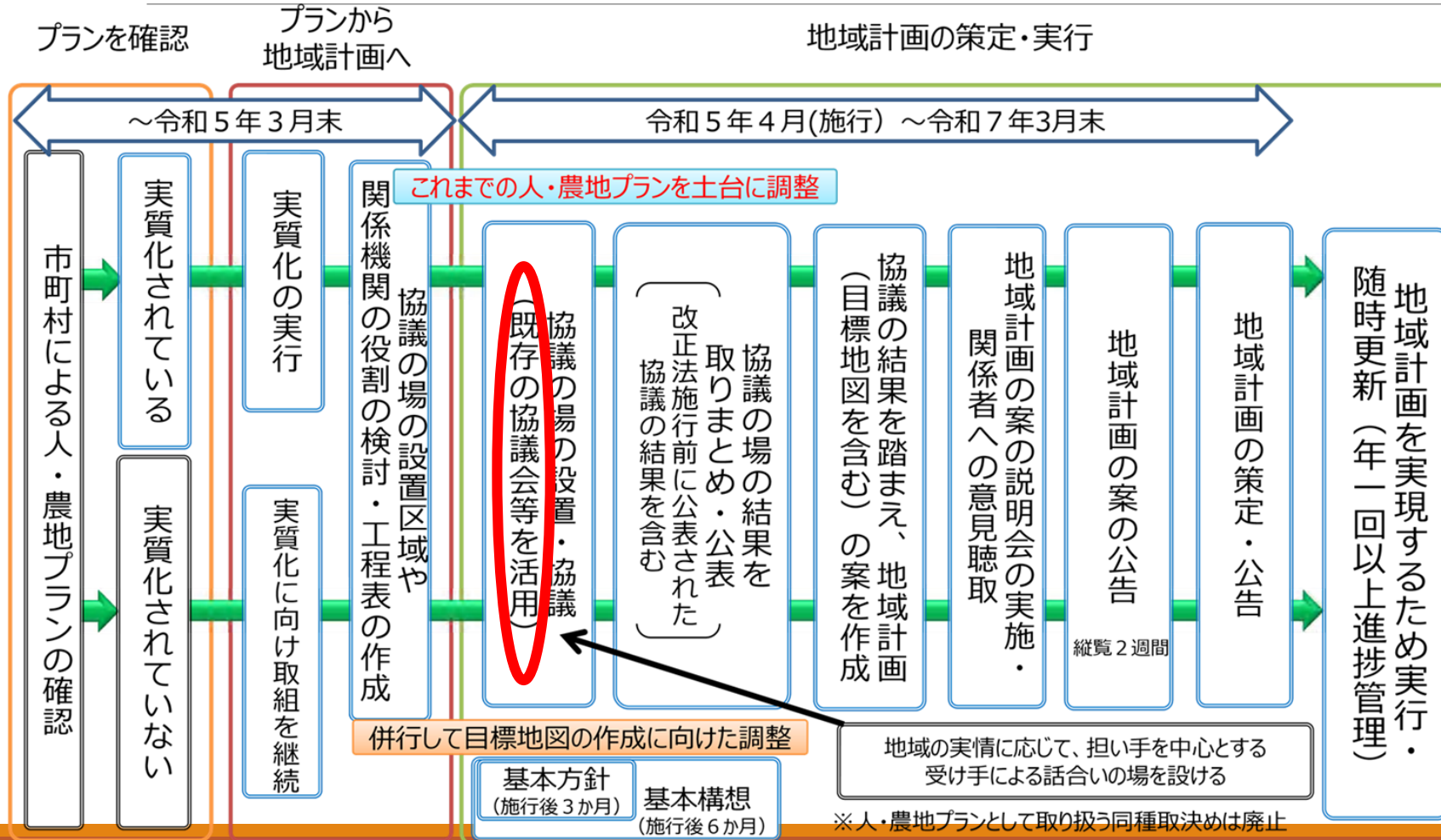


その後



鎌倉市では、
地域を細分化し
段階的に計画を策定します

国の「地域計画策定マニュアル」



既存の協議会
鎌倉市農業振興協議会
を活用

鎌倉市農業振興協議会とは

農業振興について



- ・農業者
- ・農業関係団体職員
- ・関係行政機関職員
- ・学識経験者

第5期 鎌倉市農業振興協議会

令和4年8月17日 発足

鎌倉市農業振興ビジョン

平成30年(2018年)7月策定
令和5年(2023年)7月改訂

鎌 倉 市

直近では
地方計画の改訂を
行いました！

鎌倉市農業振興協議会設置要綱

(組織)

第3条

- 3 特別の事項を協議するため必要があるときは、協議会に特別委員を置くことができる。

(部会)

第6条 会長は、前条第1項の任期中、必要に応じて協議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

- 3 部会所属の委員は、委員又は特別委員の中から会長が指名する。

部会員について

農業振興協議会 特別委員



農業振興協議会 委員



地域の関係者のみに絞る

部会員として、地域計画を協議していただきます

部会員の指名

(鎌倉市農業振興協議会設置要綱第6条第3項)

部会員として指名します！

令和5年8月10日(木)開催
第5期 第5回鎌倉市農業振興協議会にて

<委員>

さがみ農業協同組合職員	2名	計7名
鎌倉地区運営委員会委員長	1名	
関谷・城廻地域の農業者	4名	

<特別委員>

公益社団法人神奈川県農業会議職員	1名	計3名
認定農業者	1名	
農地所有者の代表者	1名	

計10名



地図を用いて協議(部会)

①アンケートの実施

対象：関谷・城廻の農業者(令和6年度)

時期：令和5年9～10月

内容：保有する農地の後継者の有無

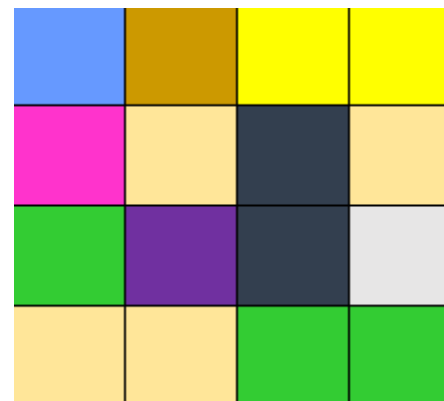
農地の営農希望

(経営規模拡大、現状維持、離農など)

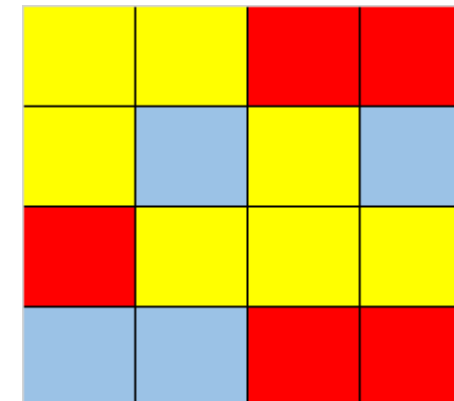
農地の貸し借り要望 etc...

②結果を地図に反映

例) 所有者別



営農希望別



アンケートの結果を1筆ごとに着色
農地の状況を可視化

可視化することで農地の集約化が加速

所有者別

		C	C
	B		B
A			
B	B	A	A

営農希望別

			維持
	離農		拡大

貸し借りや売買による集約結果

(所有者別で表示)

	B → C		B → C
B → A	B → A		

可視化

経営規模拡大を希望していた所有者A、Cの需要
離農を希望していた所有者Bの供給

マッチング

AとCの農地の集約化に成功

目標地図

所有者別

		C	C
	B		B
A			
B	B	A	A

営農希望別

			維持
	離農		拡大

貸し借りや売買による集約結果
(所有者別で表示)

	B→C		B→C
B→A	B→A		

協議では・・・

「どの農地を誰に集約していくか」を話し合ってください

ex.) Bの農地をAの農地にしよう！ Bの農地をCの農地にしよう！

第1回部会 令和5年12月下旬 開催予定

権利の尊重
あくまで目標

協議をサポート(業務委託)

協議の経験実績のある者が
議事進行いたします



あらかじめ目標地図の
シミュレーションを複数用意

地域計画策定までの流れ

令和6年度

- ①部会の設置
- ②アンケート調査の実施
- ③目標地図に係る協議(第1回部会)
- ④協議の結果のとりまとめ・公表(HP)
- ⑤目標地図の完成報告(第2回部会)
- ⑥地域計画案の作成

令和7年度

- ⑦地域計画に係る協議(第3回部会)
- ⑧地域計画案に係る意見照会
- ⑨理事者説明
- ⑩市議会への報告
- ⑪運用開始

5年ごとに見直し
適宜、アンケート調査や協議を実施

よろしくお願いします

